

上昇気流

2021年 夏号 Vol.59



(有)タックス・プランニング
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196
HP : <https://www.tax-plan.jp/>
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

***** 目 次 *****

- P1-2 税制改正
- P3-4 新型コロナウイルス関連
- P5 従業員アンケート
- P6 YouTube・新入社員紹介
- P7 認知症になった後の
財産管理について

令和3年度税制改正

住宅ローン控除の特例の延長等

1. 住宅ローン控除とは

住宅ローン控除(正式名称「住宅借入金等特別控除」)とは、個人が住宅ローンを利用して、マイホームの新築・購入又は増改築をした場合に、年末のローン残高の1%を所得税から10年間控除する制度です。(一部は翌年の住民税から控除される場合もあります)

消費税率10%で住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合には、控除期間が3年間延長されて13年間になります。

1年間の控除額は最大40万円ですが、法律で認定された長期優良住宅・低炭素住宅は上限が50万円となります。

2. 改正内容

① 住宅ローン控除の適用期間を令和4年12月末まで延長。(注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末分まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで)

② 床面積(登記面積)50㎡以上が条件だったが、40㎡以上で適用可能。(40㎡以上50㎡未満で控除を受ける方の所得は、合計所得金額が1,000万円以下であること)

③ 長期優良住宅、低炭素住宅の認定を受けた住宅の新築や、耐震改修工事を行った住宅に関しても同様に延長。

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末までに*契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化		注文住宅は R2年9月末までに*契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 = 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に 反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

財務省「税制改正の概要」より

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

○節税的な利用を防止する観点から次の見直しを行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで、2年延長されます。

- ・教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算。
- ・両措置について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用。



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。

DAIDO 大同生命

京都税理士共済支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル3F) TEL 075-256-7102

企業保障

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

ポーター賞
2004年受賞

スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設

○国税の納付手段の多様化を図る観点から、令和4年1月より、スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した納付を可能とする制度が創設されます。

※納付書で納付できる国税を対象とし、税目による制限はありません。

※税額は、30万円以下に限定。



(参考) 電子納税の手段一覧

○ダイレクト納付

事前に税務署へ届出等をしており、e-Taxを利用して電子申告等又は納税情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付。

○インターネットバンキング

e-Taxソフト等を使用して申告書等を提出した後、納税区分番号を取得又は自身で納付目的コードを作成して納付。

○クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託することにより納付。

○コンビニ納付 (QRコード)

自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより納付。

※納税手段により、利用可能税額・利用可能税目が異なります。

税務関係書類における押印義務の見直し

○政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務が廃止されます。

(参考)地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様。

※当事務所では、確認のために押印をいただくことがございます。ご了承ください。

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1) 全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	(2) 担保提供関係書類(例:不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)	要
	(3) 遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調査等への押印義務については存置とします。

財務省「税制改正の概要」より



**デジタル化が
会計事務所の
頼みの綱となる。**

原票会計Sシリーズ | 財務処理db
【電帳法スキャナ保存ソフト法の要件対応】 | 【電子帳簿ソフト法の要件対応】
各地弊社ショールームにて体験いただけます。【日本ICS】

顧問先は書類を送るだけ! クラウドが会計事務所の作業を効率化

日本ICS株式会社 京都営業所
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338
京阪四条河原町ビル9F TEL 075(371)6315

**事業をつなぎ
人をつなぎ
想いを繋ぐ**

事業承継のことは京信にご相談ください

京都信用金庫

桂川支店 TEL 934-0011 滝ノ町支店 TEL 955-7022
長岡支店 TEL 951-6161 東向日支店 TEL 922-0575

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和

※地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」を受給した事業者は給付対象外です。

オンラインで簡単に申請することができます！
各対象月ごとに申請となり、各対象月について申請・受給は1回のみです。



主な手続きの流れ

①アカウントの申請・登録



②必要書類を準備の上、登録確認機関で事前確認を受ける



③月次支援金ホームページより、必要事項を入力し必要書類を添付して申請

※必要書類

- 履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人)
- 確定申告書類控え(2019年・2020年)
- 帳簿書類(2019年1月～2021年対象月までの各月)
- 通帳(2019年1月以降の取引を記録しているもの)
- 宣誓・同意書(代表者又は個人事業者本人が自署)

給付対象

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業又は外出自粛等の影響を受けていること。

②緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

給付額

中小法人等 ⇒ 上限20万円/月

個人事業主 ⇒ 上限10万円/月

給付額 ⇒ 2019年又は2020年の基準月～2021年の対象月の売上

申請期間

4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日

6月分：2021年7月1日～8月31日

7月分：2021年8月1日～9月30日

8月分：2021年9月1日～10月31日

※原則、対象月の翌月から2か月間が申請期間です。

詳しい給付要件・手続きなどは「月次支援金」ホームページをご確認下さい。
一時支援金を受給された方は事前確認や一部の書類が不要となります。

※7月15日時点の情報です。



政府系金融機関による 実質無利子・無担保融資の期限延長

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する、政府系金融機関（日本政策金融公庫及び商工中金）による実質無利子・無担保融資について申込期限が「当面年末まで」と延長されました。

感染拡大が続き、厳しい状況が続いておりますので資金繰りにお困りの方はご検討ください。

	日本公庫(中小事業)	商工中金(危機対応融資)	日本公庫(国民事業)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上が 前3年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること ①△5%であれば、低利融資 当初3年間:基準利率△0.9%、4年目以降:基準利率 ※中小事業・危機対応:1.11%→0.21%、国民事業:1.26%→0.36% ※令和3年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資 小規模の個人事業主 : △ 5% 小規模の法人 : △15% その他 : △20%		
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内、運転資金15年以内(据置期間は最大5年)		
上限額 (併用可)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	6,000万円(実質無利子) 8,000万円(融資枠)
期 限	当面今年前半まで→ 当面年末まで継続(今回の措置事項)		

経済産業省HPより抜粋 ※7月15日時点の情報です。



一緒にうれしい
On Your Side

みなさまのすぐとなりに
京都中央信用金庫があります。

京都中央信用金庫

長岡支店
イズミヤ長岡店前
☎(954)3121
FAX(955)8196

今里支店
今里4丁目16番地1号
☎(955)5001
FAX(955)5074

東向日支店
阪急東向日駅前西入ル北側
☎(922)7101 FAX(932)8990

向日町支店

**国土工営は、相続・資産対策を
サポートいたします。**

KOKUDO NEWS 相続に「安心設計」を

1. 不動産を活用した相続対策
2. 貸宅地問題の解決
3. 一般不動産の仲介業務
4. その他資産対策

お気軽に
ご相談下さい。

私たちは相続を通じて、お客様の安心と幸せを実現します。



株式会社 国土工営 関西支店 <http://www.kokudokoue.co.jp/>
 〒604-8141
 京都市中京区蛸薬師通り東洞院東入ル泉正寺町328番地 西川ビル3階
 TEL: 075-212-2801 FAX: 075-212-2802

谷税理士法人
&
(有)タックス・プランニング

みんなに聞いた!! おうち時間どう過ごしてた?

コロナ禍による自粛生活でお家で過ごすことが多くなっているのではないのでしょうか。
そこで!!当事務所の職員におうち時間をどのように過ごしていたのか、
アンケートをとりましたのでご紹介します。

おうち時間の過ごし方

ランキング

No.1

映画やアニメなどの
動画鑑賞

レンタルよりも動画配信サービス
利用している人が多かったです。

No.2

断捨離・片付け・掃除

普段はなかなか手がつけられない
場所も、すっきりキレイに片付いた
のではないかと思います。

No.3

ゲーム



ゲームソフトやオンラインゲームな
ど色々なゲームで遊ばれていました。

その他にも...

YouTubeを見る

読書

オンライン飲み

パズルやミニチュアハウス作り

体操・ヨガ・ズンバ

DIY

ギター

お取り寄せ

ちょっと良いお店の食事をテイクアウト

などなど...

時間を有効に活用していた様です。



重宝した オススメ アイテム



トランポリン



2名の方からオススメ!
子供から大人まで室内で
楽しめ、運動にもなるし、
ストレス発散にもなり、
とっても便利! ✨
折り畳めるのでコンパクト
に収納可能。

ストリーミングメディア プレーヤー

3名の方からオススメ!
スマホやタブレット、パ
ソコンなどの画面をテレ
ビ画面に映し出す画面ミ
ラーリングが無線で出来
るアイテム ✨ スマホやパ
ソコンがなくても、テレ
ビ画面で動画配信サー
ビスやゲームアプリなど
を楽しめます。



美味しさ引き出す グリルプレート



遠赤外線効果でお肉、野
菜、海鮮など素材本来の
美味しさに出会えます ✨
火力が強く焼肉におすす
めです。

これらの他にも多数のオススメがありましたが、
紙面の都合上、掲載できなくてゴメンナサイ...

YouTube はじめました!



話し手：谷明憲

▶ チャンネル登録をお願いします



FM86.2MHz
FMおとCに



ラジオ放映時間

月 午前8:30~

金 午前8:30~

再放送

ラジオ番組のアーカイブがYouTubeでいつでも
視聴できるようになりました!

Listen Radioと合わせてお楽しみください!!



聞き手：ALISA

谷税理士法人のタックスアワー!

 検索

新入社員紹介



ずけやま みなみ
瑞慶山 美南

趣味

フットサル、書道

今、はまっている事

断捨離

好きな音楽

ヒップホップ

メッセージ

少しでも多くお役に立てるように
頑張ります。

認知症になった後の**財産管理**について考えませんか

認知症になった場合の財産管理方法として、法定後見制度・任意後見契約・財産管理契約・民事信託などの方法があります。

いずれの方法も本人の財産管理を第三者が行い、本人の保護を図る契約・制度となっておりますが、以下のような違いがあります。

必ずどれか一つの方法を選ばなければならないというものではありませんので、制度の違いを理解したうえで、制度を併用するなどより良い方法を考えることもできます。

1 財産管理を行う人は自分で選べるの？

法定後見制度

裁判所の判断で選任されます。

任意後見契約・財産管理契約・民事信託

財産の管理を行う人を選ぶことができます。



2 契約の締結と開始はいつから？

法定後見制度

家庭裁判所の決定によって開始します。

任意後見契約

必ず公正証書により作成しなければなりません。

効力発生のためには家庭裁判所への申し立てが必要となります。

財産管理契約・民事信託

双方の合意により効力が発生するため、特に定められてはおりません。

しかし、信託口座を銀行で開設する必要がある場合などには公正証書で作成する必要があります。

3 管理人のチェック体制は大丈夫？

法定後見制度・任意後見契約

任意後見監督人や家庭裁判所を通じたチェックが行われます。

財産管理契約・民事信託

基本的には本人が委託者等から報告を受けることでチェックを行うことになります。そのため、信頼できる人を選んで任せることが重要になります。

4 各制度・契約でできないことは？

法定後見制度

法定後見制度では本人の行為能力が制限され、後見人に取消権があります。

その他の契約等については、本人の行為能力は制限されず、取消権はありません。

任意後見契約

任意後見監督人の選任申立てを本人以外の者がする際、意思表示ができない場合を除いて本人の同意が必要となりますので、法定後見制度のように裁判所の審判だけに基いて効力を発生させることができない場合があります。

民事信託

財産の所有権等を移転し、その管理を任せるものとなりますので、身上監護については定めることができません。

無料相談実施中!!

様々な専門家がありますが、聞きにくいことは全て私たちが代わりに承ります

まずはお気軽に ☎ **0120-927-578**
ご相談ください

[受付] 9:00~17:00 / [相談] 9:00~18:00

相続 **TANI** ナビ 谷税理士法人/有限会社タックス・プランニング

気になることがあれば
こちらまで!!